

不在者財産管理人選任申立ての手引き

はじめに

この手引きは、不在者財産管理人選任の申立てを検討している方に、不在者財産管理人(以下では単に「管理人」と呼びます。)が、どのような場合に選ばれて、何をするのかなどについて、そのあらましを説明したものです。まず、この手引きをよく読んで、管理人が必要なのかを確認されるようにお願いします。

不在者財産管理人選任の申立ては、申立てをできる期間が決まっているわけではありませんので、必要となった場合に申立てをしてください。

なお、この手引きは、主に不在者が法定相続人となっている遺産分割協議書の作成を目的として管理人の選任を検討している方に読んでいただくことを予定しています。



第1 不在者財産管理人とは

これまで住んでいた場所(住所、居所)からいなくなって、容易に戻ってくる見込みのない者を「不在者」といいます。不在者が自己の財産を管理する者を置いていない場合には、不在者の財産につき利害関係を有する第三者などは、管理人の選任を求めることができます(民法25条1項)。

管理人は、不在者が自分で財産を管理することができるようになるまでの間、不在者のために財産を管理するのですから、不在者の利益に反することや、不利益になることはできません(なお、大阪家庭裁判所本庁では、不在者財産管理人は、原則、申立人の推薦を受けず、事件につき利害関係のない大阪弁護士会所属の弁護士を選任しています。)

不在者が法定相続人となっている遺産分割協議書の作成を目的とする場合には、以下の点にご注意ください。

- 1 管理人は、不在者に不利な内容の遺産分割協議には同意することができません。特別受益や寄与分が認められるような例外的な事案を除けば、少なくとも、**不在者の法定相続分が確保**されていなければ、遺産分割協議に不在者(実際には管理人)を参加させて合意をするために必要な家庭裁判所の許可(権限外行為許可といえます。民法28条前段)は出せません。

- 2 また、管理人は、不在者本人ではないので、遺産分割協議の内容が不在者に不利な内容となっていないかの確認はしますが、遺産分割協議に積極的に関与することは通常ありません。したがって、申立時には不在者以外の法定相続人間では遺産分割についての合意ができていることが前提となります(不在者財産管理人選任の申立てはいつでもすることができますから、原則、不在者の法定相続分を確保した合意ができた段階で申立てをしてください。合意ができていない段階で申立てをされた場合は管理人を選任する必要性がないと判断される場合があります。)
- 3 遺産分割を目的とした申立ての場合、共同相続人が財産管理人になると、後の遺産分割において利益相反が生じてしまいますので、共同相続人を財産管理人として選任することはできません。



第2 不在であることの証明の方法について

- 1 不在者とは、これまで住んでいた場所(住所、居所)からいなくなっていて、容易に戻ってくる見込みのない者ですから、単に、最近連絡がないとか、連絡が取れないということでは、直ちに不在者であるとはいえません。

申し立てるときには、本当に「不在者」であるかを調査して、裏付ける資料を提出する必要があります。

調査不足のまま管理人を選任して、不在者とした人が戻って来られた場合には、申立人と不在者との間で大きなトラブルとなることがありますので、この調査は慎重かつ確実に行うようにしてください。

2 調査方法

- (1) まず、不在者の戸籍謄本及び戸籍附票を取得してください。

これらの書類は、不在者の本籍地の市区町村役場で入手することができます(戸籍謄本450円程度、戸籍附票300円程度)。

※ 不在者の現在の本籍地が知れない場合は、まず、不在者の両親の戸籍謄本を入手し、不在者につき記載されている部分(子として記載されています。)に、その戸籍から除かれて新たに入籍した戸籍が記載されていますので(両親の現在の戸籍に不在者の記載がない場合は、両親の現在の戸籍より以前の

戸籍謄本[除籍謄本あるいは改製原戸籍謄本]を入手してください。)新たに入籍した戸籍の戸籍謄本を入手してください。その戸籍が不在者の転籍等により最新の戸籍でなかった場合は、更に転出先の戸籍謄本を取得し、最新の戸籍にたどり着くまで、順次同じ要領で戸籍謄本を取得してください。なお、市区町村役場において、戸籍謄本を申請するについて、本人からの申請ではないことを理由に拒否される場合がありますが、その際は、**不在者財産管理人選任申立てのためであることを担当者に伝えれば**、戸籍謄本等の交付は受けることができます。

- (2) 次に、上記戸籍附票に記載されている最後の住所地を確認し、当該住所に書留郵便等を送付し、その結果を確認してください(ただし、戸籍附票の最後の住所が職権消除されている時は書留郵便等を送付する必要はありません。)

※ 送付した郵便物が「転居先不明」「あて所に尋ねあたりません」等の理由で返送された場合は、そこには居住していないと思われまから、他の方法で探すことを検討してください。また、「留置期間経過」の理由で返送された場合は、そこに不在者が居住している可能性がありますから、必ず直接現地に見に行き、不在者の所在を確認してください。なお、返送された郵便物は、申立てされる際の添付資料に必要な「不在の事実を証する資料」になります。



※ 直接見に行く場合には、その住所地周辺や表札の写真を撮ったり、近所の方に聞き込みをしたり、管理会社に問い合わせをしたり、不在者の手がかりを探すようにしてください。(申立ての際に現地調査に行った報告書を「不在の事実を証する資料」として提出していただきます。)

- (3) 戸籍附票に記載された一番新しい住所で不在者を発見することができなかった場合は、不在者の近親者(配偶者、子、父母、兄弟)に、不在者の所在を尋ねて、不在者発見の手がかりを捜してください。

この際、添付の照会書を利用することも検討してください。

- (4) また、不在者が住んでいた住所の所轄の警察署に、捜索願を出す方法もあります。この場合には、捜索願の届出が受理されたことを証明する書面(捜索願受理証明書)をもらっておいてください。

※ 搜索願受理証明書は、申立てされる際の添付資料で必要な「不在の事実を証する資料」の一つになります。

- (5) 上記(1)から(4)の調査をしても発見できない場合には、これまで住んでいた場所に容易には戻って来る見込みのない不在者である可能性が高いと思われます。ただ、ここに記載した方法以外の搜索方法があれば、必ず実践してください。あなたが手を尽くし実践した調査が、後に不在者の所在が明らかになったときのトラブル防止につながります。

第3 実際の申立てにあたり知っておいていただきたいこと

1 申立てができるのは誰か。

利害関係人、検察官（民法25条1項）

利害関係人とは、例えば、不在者の配偶者、推定相続人、共同相続人、債権者など不在者の財産の管理・保全につき法律上の利害関係を有する者をいいます。



2 どの裁判所に申し立てるか。

申立てをすべき裁判所は、下記の(1)から(2)の順によって定まります。

- (1) 不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所
(家事事件手続法145条)
- (2) 不在者の従来の住所地又は居所地が不明のときは、不在者の「財産の所在地」を管轄する家庭裁判所か「東京家庭裁判所」
(家事事件手続法7条及び同規則6条)

※ これらの管轄に反した申立ては、原則として管轄のある裁判所に移送されることとなりますのでご注意ください。



3 提出する書類と申立費用

※ 裁判所に提出する書類には個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。

- (1) 申立書

※ 不在者が「外国人」、「外国にいる日本人」の場合は、申立書に「氏名」、「別

紙」に「旅券上の英字氏名」を記入した書面を提出してください。

- (2) 本手引き添付の資料非開示の申出書（不在者や債権者等の利害関係人に開示されたくない書面がある場合に提出してください。ただし、実際に不在者や債権者等の利害関係人から閲覧やコピーの申請があった場合に開示するかどうかの判断は裁判官が行います。）
- (3) 本手引き添付の連絡メモ（あなたの住所・連絡先・電話番号を不在者や債権者等の利害関係人に開示されたくない希望がある場合や、家庭裁判所からあなたに電話をする際に「家庭裁判所」と名乗ってほしくない希望がある場合に提出してください。ただし、あなたの住所等を不在者や債権者等の利害関係人に開示するかどうかの判断は裁判官が行いますので、あなたの希望通りにならない場合があります。）
- (4) 申立書と一緒に出す資料（添付資料）等

ア 申立人が法人の場合は、資格証明書、登記簿謄本等

(イ) 申立人が法人でない社団等の場合は、定款、寄附行為その他の当事者能力を判断するために必要な資料

イ 不在者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、不在者の戸籍附票又は住民票
※申立日から3ヶ月以内のもの

ウ 申立人の利害関係を証する資料

債権の存在を明らかにする借用書写し、賃貸借契約書写し等

※ 共同相続人からの遺産分割協議を目的とする申立ての場合は、申立人の利害関係を証する資料として下記の資料が必要です。

記

① 相続人の範囲が明らかになる戸籍謄本等一式（写しで可）

※ 例えば、被相続人の出生から死亡までの連続した全ての戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本（写しで可）や相続人全員の現在の戸籍謄本（写しで可）は最低限必要ですし、相続人が被相続人の兄弟姉妹である場合は、被相続人の父母の出生から死亡までの連続した全ての戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本（写しで可）も必要です。その他事案に応じて、相続人の範囲が明らかになる戸籍謄本等一式（写しで可）を提出してください。

② 被相続人の相続関係図（申立人、不在者等、被相続人の親族関係等が

一覧できる関係図)

- ③ 遺産分割協議書(案)(原則として、不在者の法定相続分が確保されていることが必要です。)

エ 不在の事実を証する資料

- ・ 捜索願受理証明書(但し、警察に捜索願を提出していない時は提出していただく必要はありません。)
- ・ 不在者の最後の住所宛に送って返送されてきた郵便物(戸籍附票又は住民票の最後の住所が職権消除されている時以外は必ず提出していただく必要があります。)
- ・ 不在者の最後の住所地に現地調査に行った報告書(不在者の最後の住所宛に送って返送された郵便物が「留置期間経過」の理由で返送された場合には必ず提出していただく必要があります。)
- ・ 不在者の所在に関する照会の回答書 等になります。

オ 不在者の借金等の債務も含めた財産目録とそれを裏付ける資料

(不動産登記全部事項証明書、固定資産評価証明書、通帳の写し、残高証明書など)

- ※ 通帳の写しを提出される場合は、通帳の表紙と中表紙・記載のあるページ全ての写しを提出して下さい。
- ※ 遺産分割協議を目的とする場合は、不在者個人の財産だけでなく、被相続人の遺産も含みます。

カ (1)～(3)及び上記アからオまでの添付書類すべての副本(写し)一式(当庁選任の場合のみ)。

- ※ 事案により、上記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ 裁判所に提出いただいた書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめ控えを作成しておかれることをお勧めします。
- ※ 不在者の所在を調査するうえで参考となりそうなものがあれば、できるだけ添付してください。

(5) 申立費用

ア 収入印紙 800円

イ 郵便切手 計2400円

(内訳 100円切手×5枚、84円切手×20枚、10円切手×20枚、

1円切手×20枚)

- ※ 上記郵便切手の額は、大阪家庭裁判所本庁に申立ていただく場合になります。他庁に申立てされる場合は、申立てをする裁判所にお問合せください。

(6) 予納金

財産管理費用や不在者財産管理人報酬等の費用の見込額として50万円程度

- ※ 金額は選任直前に裁判所において事案に応じて決定されます。

申立て後に納付していただきますので、申立て時には必要ありません。

- ※ この予納金は不在者の財産中に、不在者財産管理人の報酬等の原資となり得る財産が形成された場合（具体的には、預貯金の形で管理人に管理されることになった場合）には、後に返還されることとなりますが、そういった財産が形成されない場合は、全額または一部が返還されない場合があります。

- ※ なお、戸籍謄本の取得や遺産分割協議書の作成、遺産分割後の登記等法律知識が必要な場合もありますので、弁護士、司法書士などの資格のある専門家に相談することも一方法かと思われます。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4丁目1番13号

大阪家庭裁判所 家事4部財産管理係

(直通) TEL 06-6943-9074

- ※ 当係にお問い合わせをされる場合は、不在者財産管理人選任の申立ての件である旨お伝えください。

照 会 書

突然の手紙で失礼します。

このたび、 さんが死亡し、共同相続人間で遺産分割の協議をすることになりましたが、共同相続人の一人である さんの行方が不明であるため、遺産分割の協議をすることができない状況です。

そこで、 さんの行方を捜しているところですが、あなたが さんの行方について、何か手がかりとなることをご存じであれば教えていただければと思い、この書面を送付させていただきました。

まことにお手数とは存じますが、下記事項にお答えいただき、ご返送いただきますようお願いいたします。

- I あなたと さんとの関係についてご説明ください。
- II あなたが最後に さんと会われたのはいつですか。
- III さんが不在となった時期、当時住んでいた住所等を教えてください。
- IV さんが不在となった状況をご存じでしたら教えてください。
- V さんのことについて、よく知っていると思われる方の住所・氏名・電話番号などを教えてください。

回答者 住所
 氏名
 電話番号

印